



税務調査では、証拠書類としての契約書や覚書等の内容を精査し、申告に正しく反映されているかの確認が行われます。

業界の慣行と称して正式な契約書を交わさなかったり、契約書は存在するが具体的な内容を明らかにせず抽象的な表現に止め、細目はその都度、当事

業務委託契約と税務トラブル

者で協議をするといった文面が未だに横行しているようです。

いわゆる契約書が不備の場合、調査官は取引実態の分かる資料を納税者に要求し、説明を求めてくるでしょう。

契約書は当事者間の決め事なので、たとえ内容が抽象的であっても依頼者側の求めている結果が実現されたのであれば、問題ないと開き直る納税者はいませんか？

平成25年1月から適用されている国税通則法関連の事務運営指針によると、調査の過程で申告内容等に非違が疑われる場合には、納税者等の意見又は主張を十分に聴取した上で、必要な証拠の収集・保全を行った上で的確な事実認定を行い非違の有無を判断するとあります。

これを踏まえ、契約書等が抽象的で、その内容が明確でない場合には調査官はどのように判断するのでしょうか。

税務調査でよく問題となるのが業務委託契約です。

会社の業務の一部を第三者に委託する契約で、コストの削減やリスクの回避、あるいは業務の効率化といった観点から年々増加傾向

にあると言われています。

この業務委託契約を利用した不正行為も多発していることから、国税当局は特に目を光らせて調査をするでしょう。

よくあるパターンとして、不動産開発業者や建設業者が、大型マンション等の開発に当たり発生する地権者や地域住民等との諸問題の解決のため、地域の有力者等や関係団体に業務委託契約と称して丸投げする例が増加しているようです。

調査官は業務委託契約書の内容を確



イラスト 渡辺 正義

認したところ、目的が事業の遂行上、問題となる地域住民対策としか書かれておらず、それも問題が解決した段階で費用を支払うとありました。

請け負った業者が具体的にどのような行動をとり、途中経過等の報告は当然あるべきですが、そのようなものは存在しないとのこと。

発注者からすれば全権委託をしたのであるから、途中経過は問題ではない。従って、税務上も何ら問題はないと聞き直つてしまいました。

調査官は業務委託先に反面調査を実施。それによると近隣住民への説得活動は行ったとの証言は取れたものの、その証拠となる書類はなく、また、説得を試みた相手先についても明言を避けるなど、事実がなかなか解明できません。

調査官はさらに地域住民に反面調査を実施しましたが、受託者から説明を受けた際に何らかの金銭の授受があったかを聞いたところ、そのような事実はありませんでした。

以上の内容を踏まえ、業務上必要な費用であるとは推定できるが、役務の対価とは認められないとして、業務委託費を交際費と認定しました。